

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第16回）

日時：令和2年7月31日（金）9：45～

場所：大会議室

1 開会

2 議題

（1）国・県・市の対応状況

- ・感染症拡大防止について【改定案】（事務局） 別添資料1
- ・当面の市の事業の取扱いについて

（2）報告事項

- ・修学旅行の中止について（教育委員会）
- ・学校に感染者が出た場合等の対応について
(教育委員会・こども保健部)
- ・特別定額給付金について（環境福祉部）
- ・商工観光関係の取組について（産業文化部）

（3）その他

- ・地域経済再生専門家会議、感染防止対策部会の開催について（事務局）
- ・新型コロナウイルス感染症予防講演会の開催について（事務局）

3 閉会

市長メッセージ

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

	氏 名	役職
津山市長	谷口 圭三	本部長
津山市副市長	山田 賢一	副本部長
津山市教育委員会教育長	有本 明彦	副本部長
津山圏域消防組合消防長	池上 真司	副本部長
企画財政部長	野口 薫	
総務部長	玉置 晃隆	
総務部参与	落合 勉	
総務部参与	森上 讓	
税務部長	左居 薫	
環境福祉部長	森山 誠二	
環境福祉部参与	藤井 浩次	
こども保健部長	飯田 早苗	
産業文化部長	明楽 智雄	
産業文化部参与	今村 弘樹	
農林部長	福島 康弘	
都市建設部長	岡部 卓史	
地域振興部長	二宮 俊幸	
水道局長	山本 将司	
教育次長	栗野 道夫	

【関係機関】

岡山県美作保健所 企画調整情報課 副参事	福原 芳恵	
-------------------------	-------	--

【事務局】

こども保健部次長	鏡 真由美	
こども保健部次長	馬場 陽子	
こども保健部次長	平井 良幸	
こども保健部次長兼健康増進課長	谷口 克典	
健康増進課企画参事	久永 知明	
健康増進課主幹兼保健指導係長	大杉 慎二	
健康増進課主幹	安本 勝博	
健康増進課主査	野村 知恵子	
健康増進課主任	浦上 雅彦	
健康増進課主任	樋口 夕季	
健康増進課主任	堀 正治	
総務部次長兼危機管理室長	高見 典幸	

(1) 国・県・市の対応状況

1) 国の対応状況 (7月10日以降)

- ・7/16 第2回新型コロナウイルス感染症対策分科会の開催
⇒最近の感染状況と当面の対応、Go To トラベル事業の進め方、ワクチン接種、国際的な人の往来の再開、検査体制について
- ・7/22 第3回新型コロナウイルス感染症対策分科会の開催
⇒イベント開催制限のあり方、ワクチン接種について
第41回新型コロナウイルス感染症対策本部の開催

2) 県の対応状況 (7月10日以降)

- ・7/14 岡山市在住の患者確認・公表 (1名)
- ・7/15 岡山市在住の患者確認・公表 (1名)
- ・7/16 岡山市在住の患者確認・公表 (2名)
- ・7/17 岡山市他在住の患者確認・公表 (2名)
- ・7/18 岡山市他在住の患者確認・公表 (3名)
- ・7/19 岡山市在住の患者確認・公表 (4名)
岡山県内初のクラスター感染の確認
第23回岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
⇒岡山県における新型コロナウイルス感染症拡大予防のための協力要請
 - ・感染拡大予防ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店の利用自粛の協力要請
 - ・感染拡大予防ガイドラインの遵守の協力要請
- ・7/20 岡山市他在住の患者確認・公表 (2名)
- ・7/21 岡山市在住の患者確認・公表 (1名)
- ・7/23 岡山市在住の患者確認・公表 (1名)
- ・7/24 高梁市他在住の患者確認・公表 (4名)
- ・7/25 赤磐市他在住の患者確認・公表 (10名)
⇒県内2例目のクラスター感染の確認。店舗名についても公表。
- ・7/26 岡山市在住の患者確認・公表 (2名)
新型コロナウイルス感染症軽症者等の宿泊療養施設の運用開始
- ・7/27 岡山市在住の患者確認・公表 (3名)
- ・7/28 岡山市他在住の患者確認・公表 (2名)
- ・7/29 岡山市他在住の患者確認・公表 (5名)
- ・7/30 第24回岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催
⇒感染拡大予防ガイドラインの遵守が難しい接待を伴う飲食店の利用自粛の協力要請
感染拡大予防ガイドラインの遵守の協力要請
岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る県民の皆様への協力をお願い

【県内の患者発生状況 (延べ数)】

令和2年7月29日現在

合計	入院中 (入院予定含む)	宿泊療養施設 に入所中	退院・退所
71	27	4	40

3) 市の対応状況 (7月10日以降)

- ・7/10 「第15回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の開催
⇒感染症拡大防止、職員の出張等について協議

修学旅行の中止について

令和2年7月31日

津山市教育委員会

1 県内の状況について

全国的に新規感染者の増加傾向が続いており、本県でも同様に新規感染者が確認されている状況である。

こうした状況を踏まえ、県内の多くの市町村が修学旅行の実施の可否を検討中であるが、中学校については、岡山市、倉敷市、笠岡市等で、すでに修学旅行の中止の決定をしている。また、小学校については、倉敷市が中止としている他、岡山市が3学期に延期することを決めている。

2 本市の状況について

市内小中学校35校中27校が、1学期の実施予定を2学期以降に延期しており、全校が2学期から3学期にかけて実施予定であった。

(1) 期日

【小学校】9月(6校) 10月(10校) 11月(4校) 12月(6校) 1月(1校)

【中学校】9月(1校) 10月(4校) 11月(3校)

(2) 行き先

【小学校】広島(17校) 京阪神(9校) 四国(1校)

【中学校】京阪神(5校) 北九州(2校) 沖縄(1校)

3 実施の可否について

校長会との協議の結果、小中学校共に、修学旅行を中止することとした。

【理由】

- ・全国的に感染者が増加しており、訪問先の感染状況を踏まえると、児童生徒の健康と安全が保障できないこと。
- ・他県の観光地を訪れることから、不特定多数の人との接触を避けることが困難であること。
- ・万が一、児童生徒が訪問先で感染した場合、命の危険はもとより、今後の教育活動や家庭生活への甚大な影響が懸念されること。
- ・今後の状況が見通せない中で、実施が確定しない状態が続くと、円滑な教育活動に支障が出ること。
- ・今後はインフルエンザの流行等も懸念され、実施が難しくなることが予想されること。

4 今後の対応について

- (1) 今後、児童生徒が前向きに学校生活を送ることができるよう、感染状況に配慮した上で、各学校で代替行事について検討する。
- (2) 各学校は、児童生徒に事情を丁寧に説明するとともに、保護者会の実施や文書配付等により保護者に説明する。
- (3) 今般の修学旅行の中止に伴い各学校で発生したキャンセル料は、津山市が負担する。

(2) 報告事項

学校に感染者が出た場合等の対応について

令和2年7月31日

津山市教育委員会

令和2年4月6日に示した「再開後の学校に感染者が出た場合等の対応について(津山市教育委員会)」のうち「学校で感染者が発生した場合(初動対応)」について、学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく方針に基づき、改訂を行う。

1 改定内容

【**現行：令和2年4月6日 再開後の学校に感染者が出た場合等の対応について(津山市教育委員会)**】

学校で感染者が発生した場合(初動対応)

- (1) 児童生徒及び保護者、教職員のいずれか1名以上の感染が判明した場合、該当の学校を臨時休業とする。
- (2) 複数の学校(2校以上)で、感染者(児童生徒・教職員・保護者)が発生した場合、市内全校を臨時休業とする。
- (3) 上記(1)(2)の場合、原則として休業期間は、14日間とする。

ただし、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが高い場合には、これより短い期間とすることもある。



【**改定：令和2年7月31日 学校に感染者が出た場合等の対応について(津山市教育委員会)**】

学校で感染者が発生した場合

- (1) 児童生徒及び教職員のいずれか1名以上の感染が判明した場合、当該校を臨時休業とする。
- (2) 複数の学校(2校以上)で、感染者(児童生徒及び教職員)が発生した場合、感染した児童生徒等の学校における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況及び感染経路の明否を踏まえ、市内全校を臨時休業とする場合もある。
- (3) 上記(1)、(2)の場合、原則として休業期間は、学校内の濃厚接触者の有無が特定され、濃厚接触者の陰性が確認されるまでとする。
- (4) 児童生徒及び教職員が濃厚接触者として特定された場合、原則として当該児童生徒を2週間の出席停止(教職員は職務専念義務の免除により出勤させない)とする。

2 その他

新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しており、今後の感染拡大の状況や、国、県、市の方針及び専門家の助言を踏まえ、必要に応じ変更し、又は追加的な留意事項を示していく場合がある。

幼稚園等に感染者が出た場合等の対応について

1 市立幼稚園

(1) 園児及び職員のいずれか1名以上の感染が判明した場合

- ①当該幼稚園を臨時休業とする。
- ②その他の園は、感染状況や地域における感染拡大の状況及び感染経路の明否を踏まえ、臨時休業とする場合もある。
- ③休業期間は、原則として園内の濃厚接触者の有無が特定され、濃厚接触者の陰性が確認されるまでとする。

(2) 園児及び職員が濃厚接触者として特定された場合

- ①原則として当該園児や職員に登園(出勤)を避けるよう要請する。
- ②登園(出勤)を避ける期間は、保健所の健康観察を受けている期間(感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間)とし、当該園児を出席停止(職員は職務専念義務の免除により出勤させない)とする。

2 保育園(所)・認定こども園

(1) 園児及び職員のいずれか1名以上の感染が判明した場合

- ①当該保育園等を臨時休業とする。
- ②その他の園は、感染状況や地域における感染拡大の状況及び感染経路の明否を踏まえ、市内全部、または一部の保育園等を臨時休園する場合もある。
- ③休業期間は、原則として園内の濃厚接触者の有無が特定され、濃厚接触者の陰性が確認されるまでとする。

(2) 送迎している保護者等の感染が判明した場合

園内での活動状況、接触者の多寡、地域における感染経路など個別の事情を把握し、市対策本部や保健所等の関係機関からの情報提供等を得ながら、臨時休園等の必要性を判断する。

(3) 園児及び職員等が濃厚接触者として特定された場合

- ①原則として当該園児や職員に登園(出勤)を避けるよう要請する。
- ②登園(出勤)を避ける期間は、保健所の健康観察を受けている期間(感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間)とする。

3 放課後児童クラブ

(1) 利用児童及び職員のいずれか1名以上の感染が判明した場合

① 当該児童クラブを臨時閉所とする。

(2) 対象としている小学校の児童及び教職員のいずれか1名以上の感染が確認され、臨時休校となった場合

① 当該児童クラブを臨時閉所とする。

② 複数学区対応の児童クラブは、対象としている小学校が臨時休校となった場合は、当該小学校の利用児童のみ利用停止措置とする。

(3) 感染が判明した当該児童クラブの閉所期間

① 児童クラブ内の濃厚接触者の有無が特定され、濃厚接触者の陰性が確認されるまでとする。

(4) 利用児童及び職員が濃厚接触者として特定された場合

① 利用停止とする期間は、保健所の健康観察を受けている期間(感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間)とする。

(2) 報告事項

特別定額給付金について（7月30日現在）

1 振り込み件数（7/30 振込まで）

44,826件（98.6%） 99億2,070万円

うち、オンライン申請分 793件 1億9,920万円

※基準日（4/27）時点での給付対象世帯数 45,462世帯

残り636世帯

2 未申請世帯への対応（申請期限8/18）

・7/17に未申請の約700世帯へ通知送付

・要介護等で施設入所中の未申請の方への電話連絡（約60件）

・申請不備の世帯へは、通知送付、電話連絡、訪問により修正を依頼

※今週も1日あたり20～30件の郵送申請あり

(2) 報告事項

令和2年7月31日
産業文化部

商工観光関係の取組について

1. 新型コロナウイルスに関する経営等相談窓口

令和2年3月9日の開設以降、累計相談件数は219件（7/29現在）

2. セーフティネット保証の申請件数

令和2年3月以降の申請件数は累計で659件（7/29現在）

業種別の申請状況は、飲食業が70件、小売業、医療、理美容、学習関係をはじめとしたサービス業が363件、建設業が124件、製造業が70件、その他が32件となっている。

3. 小規模事業者緊急支援金の申請件数

【拡充前】6月30日受付終了時点：申請件数2,080件（業種別申請割合：卸・小売業34.5%、サービス業29.8%、製造業・その他35.6%）

【拡充後】7月29日時点：申請件数249件（業種別申請割合：卸・小売業31.7%、サービス業39.3%、製造業・その他28.9%）

※主な拡充内容（7月8日から受付開始、9月30日締め）

- ・比較対象月を令和2年2月から7月までとする。
- ・全業種で常時使用する従業員は20名以下とする。
- ・令和2年3月までに決算月が未到来の法人を対象に加える。
- ・令和2年1月から3月に創業した個人事業者を対象に加える。
- ・市外に店舗を持つ市民及び市内に店舗を持つ市外在住者を対象に加える。

4. 地域商品券の発行について

津山商工会議所から「石垣」、作州津山商工会から「スマイル」を発行。1冊1万円でプレミアム30%を付けて販売する。1人あたり購入限度冊数は3冊。パンフレットに付随の往復ハガキを使用し、8月21日までに申し込むこととなっている。使用期間は9月中旬から12月末まで。パンフレットは本庁1階、各支所、東庁舎等で配布中。

5. 緊急雇用創出事業について

地域経済や雇用環境が依然として厳しい局面にある状況に鑑み、令和2年8月末までとされていた事業実施期間を11月末まで延長。募集情報は随時、市のホームページ等で周知する。採用人数172人（7/29現在）

(3) その他

1 地域経済再生専門家会議の開催について

目 的：新型コロナウイルスとの共生期間及び感染症の収束後を見据え、経済活動の回復や、地域経済の活性化に係る対策の方向性について、専門家から意見を聴取し、今後のまちづくりや政策の推進に資することを目的とする。

メンバー：経済分野の学識経験者、みらい戦略ディレクター、経済団体の代表者など

開催日時：令和2年8月19日（水） 15:00～
市役所本庁舎 第4委員会室

2 感染防止対策部会の開催について

目 的：これまでの新型コロナウイルス感染症へのさまざまな取組や課題、新しい生活様式を取り入れた施設の運営や、今後の備えなどについて、医療・介護・教育等の専門的見地から意見を聴取し、今後の感染症防止対策に活かすことを目的とする。

メンバー：医療、介護、教育現場等の従事者、感染症専門医など

開催日時：令和2年8月6日（木） 15:00～
市役所本庁舎 大会議室

3密(密閉・密集・密接)を避け開催します
マスク着用・手指消毒をお願いします

新型コロナウイルス 感染症予防講演会

令和2年

8月21日(金)

13:30~15:30 (12:45~受付)

(感染の状況により、中止する場合があります)

音楽文化ホール ベルフォーレ津山
(津山市新魚町17 アルネ・津山7階)

参加者：津山市民(先着150名)

※事前に申し込みをしてください。

申し込み方法は裏面をご覧ください。

新型コロナウイルス
感染症を正しく理解し、
不確かな情報により誹謗中傷
を行うことのないようにしまし
よう。日々の生活に取り入れ
られるよう新しい生活様式
を理解し、感染予防対策
の基本を一緒に
学びましょう。



開会行事 13:30~13:40

第1部 13:40~14:50

新型コロナとの向き合い方

~Withコロナ、Afterコロナ~

講師 津山中央病院 感染症内科 特任部長 藤田浩二医師

~休憩(10分間)~

第2部 15:00~15:30

風評被害・誹謗中傷の防止、
人権に配慮した冷静な対応

講師 河路崇宏弁護士(飯綱浩二法律事務所)



主催：津山市

【申込締切】令和2年8月17日(月)

お申し込み方法

電話またはFAXでお申し込みください。

・電話でお申し込みの方

☎ **(0868) 32-2069** (健康増進課) までご連絡ください。

・FAXでお申し込みの方

下記にご記入のうえ、そのまま送信してください。

送信先FAX番号 **(0868)32-2161**

新型コロナウイルス感染症予防講演会 参加申込書

フリガナ	
氏名	
住所	津山市
電話番号	() -

※お申し込み後の参加決定などの通知はしません。

お申し込みが定員を超えた場合は、こちらから連絡をさせていただきます。

※お申し込みの際に氏名、住所、電話番号をおうかがいするのは、研修会終了後、感染者が発生した場合に参加者へ確実な連絡を可能とするためのものです。

《会場のご案内》

音楽文化ホール ヘルフォーレ津山

〒708-8520

津山市新魚町17番地 アルネ・津山7階

問い合わせ

津山市こども保健部健康増進課

TEL:(0868)32-2069

FAX:(0868)32-2161



感染症拡大防止について【改定案】

令和2年7月31日

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のポイントにご留意ください。

【外出・帰省にむけてのお願い】

- ・新しい生活様式を実践する（手洗い、人混みでのマスク着用、消毒液の携帯、手指消毒の徹底、人との距離の確保など）。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（C o c o a）の登録をする。
- ・クラスターが発生している接待を伴う飲食店（いわゆるキャバクラやホストクラブ）への出入りは控える。
（※クラスターとは、感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団）
- ・観光は、県内や近隣県とする。
- ・東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の関西三府県など、感染が流行している地域への移動は、必要性を検討し、やむを得ず移動する場合は、流行状況を確認して慎重に行動する。
- ・帰省される方には、帰省前の2週間は、夜の繁華街など「3つの密」が重なる場所への出入りは控えるようお願いする。
- ・高齢者の方は、できるだけ人混みを避ける。スーパーマーケットなどは混雑しない時間に利用する。
- ・高齢者と接する機会のある方は、県外への移動や夜の繁華街などでの行動は、慎重に行う。

【イベントなど自粛するもの】（3つの密に該当するもの）

- ・多数の人と1メートル以上距離がとれない場所で会話するなど、密に接するもの
- ・天井の低い会議室等閉鎖空間で多数の人が密集して、長時間過ごすもの
- ・全国規模のもの、または流行地域などからの参加が見込まれるもの
- ・流行地域において実施するもの
 - ※概ね5,000人以上のイベントの開催は自粛する。
 - ※屋内で開催する場合は、収容定員に対する参加人数割合を半分程度以内とする。
 - ※地域のお祭りや行事などについては、十分な間隔の確保や、入場者の人数管理など対策を行う。

2 イベント等を開催する場合、次の「感染防止策」を講じてください。

【イベント等開催時に必要な予防策等】

- (1) 感染防止の徹底を周知する（手洗いや人混みでのマスク着用など咳エチケットの徹底、消毒液の設置、注意喚起チラシ等の掲示、参加者が共通に触れる場所・設備等の消毒）。
- (2) 屋内で実施する場合は、感染拡大を防止するために密閉・密集・密接の「3つの密」をできる限り避ける取組を徹底する。
 - ・こまめに換気を行う（1時間に2回程度）。
 - ・人を密集させない環境を確保する（会場の広さを確保する。又は、会場に入る定員を少なめにする）。
 - ・人との距離が近い対面での会話などが一定時間以上続かないよう工夫する（お互いの距離を1メートル以上あける）。
 - ・お互いの距離が取れない場合は、パーティション等の活用も検討する。
- (3) 適切な感染防止策に関する業種別ガイドラインを参考にする。
- (4) 体調不良の方（風邪のような症状がある方）には参加の自粛を要請する（参加者やスタッフの健康管理を徹底する）。
- (5) 感染者が発生した場合に備えて、連絡先を把握するための参加者名簿を作成する。

※ なお、この内容は今後の状況をふまえ、変更する場合があります。